**輸出令該非判定用パラメータシート (２０１５年１０月０１日付け改正省令等対応)**

|  |  |
| --- | --- |
| 貨物名 | USBWebカメラ |
| 機種名 | Ovrvision Pro |
| メーカー名 | 株式会社しのびや.com |
| 型及び銘柄 | 特になし |

輸出令別表第１の２の項（貨物等省令第１条）

[ストリークカメラ] (ストリークカメラ又はこれらの部分品)

|  |  |
| --- | --- |
| 質問事項 | 回答 |
| 貨物等省令第１条第一項一号 ～ 貨物等省令第１条第一項四十三号 | 全て該当しない |
| （貨物等省令第１条第一項四十四号）  イ　ストリークカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの  （一）　ストリークカメラであって、撮影速度が一マイクロ秒につき〇・五ミリメートルを超えるもの  （二）　電子式のストリークカメラであって、時間分解能が五〇ナノ秒以下のもの  （三）　（二）に該当するカメラ用のストリーク管  （四）　モジュール式の構造を有するストリークカメラに用いるために設計したプラグインユニットであって、（一）又は（二）に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの  （五）　（一）に該当するカメラ用に設計したタービン、反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品又は同期電子装置  ロ　フレーミングカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの  （一）　フレーミングカメラであって、撮影速度が一秒につき二二五、〇〇〇こまを超えるもの  （二）　フレーミングカメラ（電気制動シャッターを用いたものを含む。）であって、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの  （三）　（一）又は（二）に該当するカメラ用に設計したフレーミング管又は固体撮像素子であって、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの  （四）　モジュール式の構造を有するフレーミングカメラに用いるために設計したプラグインユニットであって、（一）又は（二）に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの  （五）　（一）又は（二）に該当するカメラ用に設計したタービン、反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品又は同期電子装置  ハ　固体カメラ若しくは電子管カメラ又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの（イ又はロに該当するものを除く。）  （一）　固体カメラ又は電子管カメラであって、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの  （二）　（一）に該当するカメラ用に設計した固体撮像素子又はイメージ増強管であって、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの  （三）　カーセル又はポッケルスセルを用いた電気制動シャッターであって、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの  （四）　モジュール式の構造を有するカメラに使用するために設計したプラグインユニットであって、（一）に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの | イ) (一) 該当しない  (二) 該当しない  (三) 該当しない  (四) 該当しない  (五) 該当しない  ロ) (一) 該当しない  (二) 該当しない  (三) 該当しない  (四) 該当しない  (五) 該当しない  ハ) (一) 該当しない  (二) 該当しない  (三) 該当しない  (四) 該当しない |
| 貨物等省令第１条第一項四十五号 ～ 貨物等省令第１条第一項六十二号 | 全て該当しない |
| 以上の結果、省令第１条に該当するか。 | ☑非該当 □該当 |

輸出令別表第１の８の項（貨物等省令第７条）

[電子計算機] (電子計算機若しくは附属装置又はこれらの部分品)

|  |  |
| --- | --- |
| 質問事項 | 回答 |
| （貨物等省令第７条第一項一号）  電子計算機若しくはその附属装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品  イ ８５度を超える温度又は零下４５度より低い温度で使用することができるように設計したもの  ロ 放射線による影響を防止するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの  （一） 全吸収線量がシリコン換算で５，０００グレイを超える放射線照射に耐えられるように設計したもの  （二） 吸収線量がシリコン換算で１秒間に５，０００，０００グレイを超える放射線照射により障害を発生しないように設計したもの  （三） 単事象障害によるエラー率が１日当たり１億分の１毎ビット未満となるように設計したもの | イ) 該当しない  ロ) (一) 該当しない  (二) 該当しない  (三) 該当しない |
| （貨物等省令第７条第一項三号）  デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）  イ 削除  ロ 削除  ハ デジタル電子計算機であって、加重最高性能が８．０実効テラ演算を超えるもの  二 削除  ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が８．０実効テラ演算を超えるもの  へ 削除  ト デジタル電子計算機の附属装置であって、前条第一号ホ（一）に規定する機能を有するもの  チ デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル計算機の間でデータを転送するように設計した装置であって、転送されるデータの転送速度が２．０ギガバイト毎秒を超えるもの  リ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、当該装置の主要な要素でないもの  ヌ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているもの  ル 輸出令別表第一の９の項（１）から（３）まで又は（５）から（５の５）までに掲げる貨物に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの | ハ）該当しない  ホ) 該当しない  ト) 該当しない  チ) 該当しない  リ) 該当しない  ヌ) 該当しない  ル) 該当しない |
| （貨物等省令第７条第一項四号）  電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品  イ シストリックアレイコンピュータ  ロ ニューラルコンピュータ  ハ 光コンピュータ | イ） 該当しない  ロ） 該当しない  ハ） 該当しない |
| （貨物等省令第７条第一項五号）  電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたもの | 該当しない |
| 以上の結果、省令第７条に該当するか。 | ☑非該当 □該当 |

検討の結果、以上相違ありません。

作成年月日：２０１５年１２月２３日

会社名：株式会社しのびや.com

所属・役職：Wizapply事業部 プロジェクトリーダー

責任者氏名：西岡 右平

連絡先：TEL : 06-6585-3310

E-Mail : info@wizapply.com